

議案第十六号

中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「条例第二十三条第三項第一号」を「条例第二十三条第三項」に改め、「勤務は、」の下に「同条第一項本文の」を加える。

第四条を第五条とする。

第三条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

この場合において、条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二項の勤務は、同条第一項本文の勤務とみなす。

一 条例第二十三条第一項本文の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十三条第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項本文の勤務をした場合

附則第二項中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(説 明)

令和六年八月の人事院勧告等を考慮し、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯の拡大のほか、規定を整備するため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十二号）

新	旧
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第二十三条第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項本文の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二項の勤務は、同条第一項本文の勤務とみなす。</p> <p>一 条例第二十三条第一項本文の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第二十三条第三項第一号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 条例第二十三条第一項本文の規定による勤務をした後、引き続き同条第二項の規定による勤務をした条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る条例第二十三条第二項の管理職員特別勤務手当を支給しない。</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>二 条例第二十三条第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項本文の勤務をした場合</p> <p>第五条 (略)</p> <p>附 則 (制定附則)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、条例附則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>附 則 (一部改正附則)</p> <p>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>附 則 (制定附則)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、条例附則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。</p>